

山口かるた会会則

(名称)

第1条 本会は山口かるた会と称する。

(本部)

第2条 本会の本部は会長宅に置く。

(事務局)

第3条 本会の事務局は事務局宅に置く。

(目的)

第4条 本会は社団法人全日本かるた協会に属し、広く県民に対し競技かるたの普及発展に努め、会員相互の親睦を図るとともに山口県の文化の向上に資することを目的とする。

(構成)

第5条 本会は前条の目的に賛同する正会員を以て構成する。

(事業)

第6条 本会はその目的を達成するため、必要な活動を行うとともに、当協会構成団体が主催するかるた大会の支援等を行う。

- 1 国民文化祭監督に40,000円を上限として交通費実費を補助する。
- 2 国民文化祭監督以外の選手に40,000円を上限として交通費実費を補助する。
- 3 ねんりんピック参加者1名につき10,000円を補助する。
- 4 読手講習会及び審判講習会出席者1名につき10,000円を補助する。
- 5 小林杯及び山口県高等学校文化連盟には20,000円を補助する。
- 6 合同練習会には10,000円を補助する。

(入会)

第7条 全日本かるた協会の会員については登録時に本会へ登録するものとし、上記以外の入会希望者は理事を通じて事務局へ申し出ることとする。

(役員)

第8条 本会につきの役員を置く。

会長	1名	理事	若干名
副会長	3名	会計	2名
事務局	2名	監事	1名

1 本会に次の専門部を設ける。
読誦部 広報部

(役員を選任)

第9条 役員を選任については次の通りとする。

- 1 会長、副会長、事務局は、理事会で推挙する。
- 2 会計、監事は、会長が推挙し、理事会の了承を得る。
- 3 理事は本会加盟かるた団体の代表若干名をあてる。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

1 顧問は理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員及び専門部の任務)

第12条 役員及び専門部の任務については次の通りとする。

1 会長は本会を代表し、会務を統括する。

また、理事会の議長を務める。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。

3 事務局は会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、本会の常務を処理する。

4 理事は会務を審議し、執行する。

5 会計は会計を担当し、その適正な処理を図る。

6 監事は会計の監査を行い、その結果を報告する。

7 顧問は会長の諮問に応ずる。

8 読誦部は読手の育成に努める。

9 広報部はホームページ等の充実を図り、広く広報活動に努める。

(会議)

第13条 会議は総会、理事会及び幹事会とする。

1 総会は、理事会で必要と認められた場合に会長の名において招集することができる。

2 総会は、会員の過半数の出席を以て成立する。

但し、委任状を提出しあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 総会の議事は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

但し、やむを得ない理由のため総会が開催できない場合は、総会に代えて、支部ごとに役員が議案について会員の意見を集約し、総会代替役員会で議決する。

4 理事会は会長の名において原則として年1回以上招集する。

5 理事会は会長、副会長、事務局、理事、会計、及び監事を以て構成する。

6 理事会は構成メンバーの過半数の出席を以て成立する。

但し、委任状を提出しあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は

議長がこれを決定する。

8 幹事会は会長の名において招集する。

9 幹事会は会長、副会長、事務局、会計及び監事を以って構成する。

(会費)

第14条 年会費1,000円とする。(正会員)

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、事業収益金、その他の収入を以てこれに充てる。

(弔事)

第17条 弔事については次の通りとする。

1 会員が死亡したときは、香典5,000円を供する。

2 全日本かるた協会関係者(現職)については会長裁量とする。

(その他)

第18条 その他、本会の会務に必要な事項は、理事会において定める。

- 付則1 本会則は昭和35年4月1日より施行する。
- 付則2 本会則は平成17年10月1日より施行する。
- 付則3 本会則は平成22年4月1日より施行する。
- 付則4 本会則は平成23年4月1日より施行する。
- 付則5 本会則は平成24年4月1日より施行する。
- 付則6 本会則は平成25年4月1日より施行する。
- 付則7 本会則は平成27年4月1日より施行する。
- 付則8 本会則は平成28年4月1日より施行する。
- 付則9 本会則は平成30年4月1日より施行する。
- 付則10 本会則は平成31年4月1日より施行する。
- 付則11 本会則は令和2年4月1日より施行する。
- 付則12 本会則は令和3年4月1日より施行する。
- 付則13 本会則は令和4年5月1日より施行する。